



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 「次世代育成支援対策推進法」が改正されたそうですね！

少子高齢化社会ですから、各企業でもできることは協力したいと思います。ポイントを教えてください。

A この法律の基本理念は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するが、家庭その他の場において子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行われなければならない」と3条に記載されており、この基本理念を実現するために、国、地方公共団体及び事業主がこの責務を果たすことが重要となります。(平成17年4月1日より平成27年3月31日までの時限立法として施行されました)

この法律で各企業は、自社において子育ての喜びが実感されるような配慮をする必要があります。具体的には「働き方をどのように工夫したら実現できるか」を「一般事業主行動計画」にまとめて労働局に届け出ます。平成23年4月からは101人以上の企業で「一般事業主行動計画」の届出が義務となっています。計画期間終了後、目標を達成した企業が認定の申請をし、一定の基準を満たすと「くるみんマーク」が使えます。

今回の改正は、この法律を10年間延長し、以下のように内容の充実を図っています。

◎指針の内容を追加

- ・非正規労働者が取組の対象であることを明記
- ・働き方の見直しの取組を進める事が重要である旨を盛り込む(男性の育休取得・所定外労働の削減・年次有給休暇の取得促進など)

◎両立支援の取組を高い水準で行っている企業の実績を公表する

◎現行の認定制度の充実

◎新たな認定(特例認定)制度を創設

特例認定のインセンティブについては秋ごろ決定するそうです。

Q 当社でも「くるみんマーク」を取りたいのですが、認定基準はどのようなものでしょうか？

A 「くるみんマーク」は、子育てサポートしている認定企業の証としてやっと浸透してきました。

税制優遇制度もあります。

認定を受けて何よりも良いと思うことは、従業員が働きやすい環境を作ろうという前向きな企業には良い人材が集まるということです。

認定基準としては、

- ① 適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が2年以上5年以下であること
- ③ 行動計画に定めた目標を達成したこと
- ④ 適切に公表及び労働者への周知をしていたこと
- ⑤ 男性の育児休業取得者が1人以上いること
- ⑥ 女性の育児休業取得者が70%以上であること
- ⑦ 3歳から小学校入学するまでの子を持つ労働者を対象とする育児休業等の措置を講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の措置を講じていること
- ⑨ 法及び法に基づく命令その他関係諸法令に違反する重大な事実がないこと

以上です。ぜひチャレンジしてみてください！
ちなみに、わが法人でも今年度認定されましたので「くるみんマーク」をご紹介します！



【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980